

Go To トラベル〔地域共通クーポン〕取扱店舗 登録募集開始について

観光庁では、新型コロナウイルス感染症により失われた観光需要を喚起することを目的に、『Go To トラベル事業』を実施しています。

本事業は、①国内旅行を対象に旅行・宿泊代金の割引と、②旅行先のあらかじめ登録された店舗において利用できる地域共通クーポンの発行により、観光需要と消費を喚起し、地域経済を支援するものです。

去る7月22日より先行的に旅行・宿泊代金の35%相当額（限度額有）の割引を実施しておりますが、10月1日以降に開始する旅行を対象に旅行・宿泊代金の15%相当額（限度額有）が付与される地域共通クーポンの取扱店舗の登録募集が9月8日より開始されました。

【飲食店を除く業種の方】

9月15日（火）までに申請し登録が完了した店舗については、地域共通クーポン開始日である10月1日までに取扱店舗用マニュアル、換金用伝票、販売用ツール（ポスター、ステッカー等）など一式が配送される予定です。
（申請書類に不備がある場合や参加条件を満たさないこと等により登録が行われない場合を除く。）

【飲食店の方】

飲食店の『Go To トラベル』の登録には、別途農林水産省が実施する『Go To Eat キャンペーン』への店舗登録が参加条件となっています。

『Go To トラベル』への登録の「申請」を行うことは可能ですが、『Go To Eat キャンペーン』の登録が完了するまで、『Go To トラベル』への登録は保留状態となります。

『Go To Eat キャンペーン』については、現時点で本県においては実施しておらず登録手続はできません。本県での『Go To Eat キャンペーン』については、事業実施に向け、関係各所において現在調整中です。

本事業の詳細の確認及び取扱店舗登録申請については、下記「事業者向けサイト」より行ってください。

<Go To トラベル事務局公式サイト>

○ 事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp>

（郵送申請の際の申請書類の様式も上記よりダウンロードいただけます。）

<Go To トラベル事務局問い合わせ先>

① TEL：0570-017345（受付時間：10:00～19:00、年中無休）

② TEL：03-6747-3986（受付時間：10:00～19:00、年中無休）